

小牧市病院事業の設置等に関する条例及び小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 3 4 号

小牧市病院事業の設置等に関する条例及び小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 小牧市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 2 年小牧市条例第 4 号）第 8 条
- (2) 小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 2 年小牧市条例第 1 8 号）第 8 条

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。